

はじめに

平成 25 年 6 月に成立、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）において、都道府県は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとしてされました。

平成 26 年 8 月に国が「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、長野県は部局横断的なワーキンググループを庁内に設置して、有識者からの聞き取り、現状と課題の整理、施策の検討を行い、平成 27 年 3 月に改定した「ながの子ども・子育て応援総合計画」に子どもの貧困対策の方向性を盛り込み、法律に基づく長野県の「子どもの貧困対策計画」としました。

本計画は、この「ながの子ども・子育て応援総合計画」を基として、さらに詳細に実態を調査し「子どもの貧困対策」に特化して策定しました。

特徴的なこととしては、「長野県ひとり親家庭※実態調査」などにより、詳細な実態把握に努めたことです。また、子どもの貧困対策の「基本目標」「あるべき姿」を設定し、あるべき姿を達成するための総合的な施策を整理し、さらに、明らかになった課題解決に向けて重点的に取り組む施策パッケージをとりまとめました。

計画期間は「ながの子ども・子育て応援総合計画」に基づき、平成 28 年度・29 年度の 2 年間で、子どもの貧困対策として第 1 弾の取組として着手します。

現状把握や施策の展開の参考として活用した「長野県ひとり親家庭実態調査」（平成 27 年 8 月）及び「子どもの声アンケート」（平成 27 年 8・10 月）の結果を、附属資料としています。

※ ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭

母子家庭 配偶者のない女子で、現に児童(20 歳未満の者)を扶養している母と児童の家庭

父子家庭 配偶者のない男子で、現に児童(20 歳未満の者)を扶養している父と児童の家庭